

# 孝明天皇の「儀式」と「祈り」

小田部雄次

はじめに

今上天皇の退位や女性皇族の減少などの問題から、皇室の伝統をめぐる議論がさらに活発になっている。しかし、何をもって伝統とするかの内実は論者によって様々であり、長い神話の時代からの伝統もあれば、奈良・平安朝以後の伝統もある。さらには鎌倉、室町、戦国、江戸と続く武家の進出の時代の皇室の伝統もそれぞれに存在する。近代になってからも明治、大正、昭和戦前の大日本帝国憲法の時代と、昭和戦後から現代までの日本国憲法の時代とで大きく変化した。日本国憲法時代の昭和天皇と今上天皇とでも、それぞれに異なった伝統を築いた面がある。

伝統の保持は長い歴史を持つ皇室に課せられた大きな使命であるが、その伝統の内実はそれぞれの時代のなかで柔軟に変容したともいえる。次世代への有効なシステムとし

て今なお機能している伝統もあれば、すでに機能を失い形骸化して、歴史遺産として継承しているものもあろう。なかには大きな社会変革のなかで消えてしまったものや生まれたもの、それとなく消えていったものや、生まれて定着したものもある。

こうした伝統のもつ多様性を意識しないまま、ただ「伝統を守れ」というかけ声だけでは、どこどの部分を守るのか、それぞれに違ってしまい、かえって時代のなかでの有効な機能性を損ねることすらある。

では、現代皇室にとって、何が守るべき伝統で、何が変革してもよい伝統なのだろうか。この問いに答えようとするれば、それだけで多くの論者の多くの論が生まれそうである。そもそも多くの論者は「伝統」と一言ですませているが、いつの時代のいつの伝統なのかは不明確なものも多い。たとえば皇室が農耕文化を重視してきたことは広く知られ

るが、その多くは神話に由来する。しかし現実には、奈良・平安朝の皇室が農作業をした形跡はなく、たとえば今に続く天皇の田植えは、昭和天皇以来の伝統であり、養蚕は明治の昭憲皇太后以来の伝統である。幕末の孝明天皇が田植えをしたり、英照皇太后が養蚕をしたりすることはなかった。

本稿は、皇室の伝統がそれぞれの時代でどのような内実を持っていったのかを検証する一作業として、近代に最も近い幕末の孝明天皇の「儀式」と「祈り」について整理してみた。

ペリーの来航で開国が求められ、天皇が攘夷の中心となり、公家や幕府、諸藩主、藩士たちが開国と攘夷に二分されて争っていた特殊な時期ではあるが、明治以後の「儀式」と「祈り」を意識することで、幕末の皇室の伝統のあり方を相対的にみられるし、そのことから近代以後の皇室の伝統も相対的に見ることができると思う。つまりは、皇室の伝統、なかでも「儀式」や「祈り」が、常に一定不変ではなく、底流に通ずるものを保持しながらも、時代のなかで多様に変質していったことを明らかにしておくべきだと思う。たんに古来のやり方に固執したり、前時代のしきたりをそのまま踏襲するだけでは、皇室が変わりゆく時代のなかで連続と続くことはできなかつたのである。

なお、孝明天皇の時期の「儀式」や「祈り」の特徴については、たとえば武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』（大正堂 一九九六年）が、幕末維新期の天皇親祭祭祀・皇靈祭祀の形成に関して、孝明天皇の時代の山陵修補事業によって近代天皇祭祀形成の基礎が整い、明治維新後の天皇親祭のための宮中神殿創祀へと進展していくとした。そして、神祇官改革、その廃止は、宮中神殿創祀・祭政一致実現のための一階梯であり、通説のように神道国教化政策の挫折、国学者勢力の没落ではないと指摘した（同書 序Ⅲ）。さらに安政五年の公卿勅使発遣・三社（神宮・石清水社・賀茂上下社）奉幣は天皇の叡慮の公然化、朝廷内の秩序の変更を反映するもので、近代の天皇親政・天皇親祭を展望するものであったとした（同書三九頁）。つまりは孝明天皇の代に近代の天皇家の儀式や祈りの萌芽がみられ、なかでも天皇が主体となって祭祀を担うシステムが生まれ、それが一貫して近代につながっていくという斬新な分析をしているわけだ。しかし、近代が天皇親政であったかどうかは別問題としても、天皇親祭に関しては、二つの疑問が生ずる。一つは、孝明天皇の代に萌芽があったということは、孝明天皇以前と孝明天皇以後の皇室の儀式と祈りに一定の断絶があることを示唆してもいるのではないか。二つは、天皇親祭などに近代の萌芽をみることもできるが、その反面、孝

明天皇の代に消滅した儀式や祈りの特性も数多くあるのではないか、である。本稿は、その疑問について全面的な説明をしてはいないが、孝明天皇の代と維新後の皇室の儀式と祈りについていくつかの異同を提示することで、皇室の伝統のそのものが持つ「時代性」、つまりは古代から一貫した伝統というものはどのようなものであり、また時代時代で変遷しつつも新たな時代の「伝統」とされてきたものがどのようなものであるかを、提示する一助としたい。

## I 生誕から踐祚まで

### 一 生誕から立太子の儀まで

孝明天皇は天保二年（一八三二）六月一日に仁孝天皇の第四皇子として生まれた。生母は典侍の正親町雅子（のち准三后となり新待賢門院と号する）。

その生誕から弘化三年（一八四六）二月一日にかぞえ一六歳で踐祚するまで、いくつかの人生儀礼が続いた。まず最初に、一〇歳の立太子の儀までの流れを見ると、生誕の日の天気は晴れ、「正親町家記」には、生母の雅子が産気を催し、朝廷へ言上された。御降誕乳人御使が御守刀を進ませ、胞衣は若宮八幡社地（賀茂川の東五条坂の北）に納められたとある。同月二〇日には御七夜の儀があり、照

宮と称された。

七月一日、はじめて参内。一〇月一日に御箸初の儀があり、神饌を載せる台である三方の左「青石二つを小捻にて括り御皿に置く」、中「小御茶碗に御粥を入れ御箸二前を添ふ」、右「かな頭二疋を小捻にて括り御皿に置く」とある。「かな頭」は「ほうぼう」に似た魚である。

翌天保三年二月一日、御髪直。「諸儀雑集」には「御髪置のここと御七夜前日に御頭髪を剃り御けし（御頂上の御髪を謂ふ）を残し奉る、爾後度々御剃申上候に付、御髪置より御髪を剃らず延し置き奉る」とある。さらに天保四年三月二日に准后鷹司祇子（仁孝天皇の女御、のち皇太后、新朔平門院）の里殿に行啓し、二四日に帰還した。同年二月一日に御色直があり、降誕より厚畳（座したり、寝たりするとき一時的に敷かれた畳）は緑白無地紋、几帳・夜具・服は白無地紋、産衣（顔料の胡粉をもつて脊に紋を置き、その周囲にまた胡粉をもつて松竹梅鶴亀を画く）などみな白色を用いていたが、御色直より紅紫などの色召物を召されることとなった。

天保六年六月二日、五歳にて儲君（立太子礼前の皇太子）となり、准后鷹司祇子の養子となった。儲君肝煎（世話役）には万里小路建房（前権大納言、按察使）、山科言知（右衛門督）、園基茂（中納言）、葉室顕孝（中納言）を儲君三卿とし

た。七月二二日に准后御殿（飛香舎）に移った。八月一三日には内侍所（賢所）にて七日間立親王御祈があり、御所は儲君様立親王宣下が滞りなく進むよう祈った。九月一日、親王宣下があり、名を統仁と称した。広幡基豊（権大納言）を勅別当とし、家司以下の職員も定められた。一二月二五日に髪上、「御髪上は年中御梳髪の御脱毛并に御元結等を焼棄るを謂ふ」と伝えられる。

天保八年二月に大坂町奉行所元与力の大塩平八郎の乱があり、同年一〇月二六日、統仁は七歳にて飛香舎から花御殿（常御殿の北にあり、のち天保一一年三月二七日に東宮御殿となる）に移った。同年一二月二七日には深曾木の儀があり、統仁は基盤上の青石二個を踏み、小松二本、山立花を持って飛び降りた。深曾木の儀は髪曾木とも称し、二、三歳で行う髪置の儀の後、その髪を漸く長じたるを深く切り除くことで、男女とも四、五歳もしくは七、八歳で行うのを例とした。碁盤から降りる作法については、のちの『明治天皇紀』（万延元年閏三月一六日）にも「碁盤の後の方より上り、両足に盤上の青石を踏み、巽の方（吉方）に向ひて立ちたまふ、右手に横目の末広を執り、左手に神楽岡の松橋の枝を握らせらる」とある。

天保九年一二月六日、御手習始で内大臣近衛忠熙を御師範とした。「近衛家記」には、この日、近衛は統仁に「仮名

いろは」の手本を献上し、一九日にはじめて清書を見たところ。翌天保一〇年三月一六日、九歳にて御紐直。「御召物の御紐を取り奉り其紐は人々へ下し賜はる」とある。御紐直は帯直あるいは帯解とも称し、幼児に紐ある衣服を着用せるを改めて、紐なき衣服を着用する儀で、男女とも九歳にして行った。六月七日には御読書始があり、明経博士の舟橋在賢を御師範とし、『孝経』を授けられた。なお、この年一二月、幕府のモリソン号打ち払いを批判した高野長英が終身禁獄、渡辺華山が蟄居の処分を受ける（蛭社の獄）。

天保一一年（一八四〇）三月一四日に立太子の儀、同二六日に皇太子拝觀の儀がなされる。すでに貞観年間（八五九年から八七七年までの清和天皇、陽成天皇の平安前期の時代）に編纂されたとされる「貞観儀式」にて立太子の儀の原型が成立しており、一〇世紀の醍醐天皇の時代以後には皇太子の証としての壺切御剣の伝達も行われるようになったとされる。その後、長く途絶えたが、江戸時代後期になって復興され、古式に則り統仁の立太子の儀が行われ祝膳や御剣の伝達などがなされた。もつとも統仁はすでに儲君に定められており、儀式はそれを追認するものであった。東宮の家政を掌る坊官には、東宮傳に内大臣近衛忠熙、学士に唐橋在久、桑原為政、大夫に権大納言鷹司輔熙、権大夫に権中納言久我建通らが任命された。中国の清朝がアヘン禁

輸措置をとりイギリスとアヘン戦争に突入したのはこの年であった。

その後、天保一二年一二月二二日に御結初（下帯を初めて結い、天皇より紅白の羽二重六尺づつ一重を賜り、肴一折を添えて祝う）、天保一四年二月二五日に紀伝道御書始（史記などの歴史や文選などの文学を学び作文を習う）、天保一五年（一八四四）三月二六日に御元服（かぞえ一四歳、翌日に紫宸殿にて加冠は近衛忠熙、理髪は久我建通が奉仕）、弘化二年（一八四五）九月二六日、御詠草始などあった。そして弘化三年二月六日に仁孝天皇が崩御し、同月一三日に一六歳で踐祚して、准摂政であった太政大臣鷹司政通が関白となった。<sup>1)</sup>

## 二 人生儀礼の日時と方位の決定

孝明天皇が行った参内始、御箸始、御髮置、御色直、儲君治定、御髮上、深曾木、手習始、御紐直、御読書始、立太子礼、御結初、紀伝道御書始、御元服、御詠草始などの人生儀礼には、近代以後もそのまま継承されるもの、形を変えて継承されるもの、行われなくなったものなどがある。継承されたものには、参内始、御箸始、儲君治定、深曾木、立太子礼などがあるが、儲君治定などは、皇室典範などにより皇位継承順位が定められ、皇太子たるべき男子が法的に決定されるので、形骸化した。それでも大正天皇までは

側室の子であったこともあり、儲君治定と皇后の養子となることが重要な意味をもっていた。深曾木は、近年でも昭和四五年（一九七〇）の礼宮文仁親王、平成三年（二〇一〇）の悠仁親王がそれぞれ五歳の時に行われている。古来、深曾木の儀は、五歳の「賜劍の儀」の際に贈られた袴を着する着袴の儀に続いてなされた儀式であり、袴に加えて童形服を着して髪を少し切り碁盤から降りたのであるが、いつしか着袴の儀と深曾木の儀は同時になされるようになった。『孝明天皇紀』には深曾木の儀が記されるが、着袴の儀の記事はない。

今上天皇の皇太子時代の「着袴の儀」は昭和一三年（一九三八）五月五日のかぞえ五歳の端午の節句に東宮仮御所『御儀の間』で行われた。童形服の上に白絹の袴をつけ、碁盤の上に立ち、髪毛の三カ所を広幡忠隆皇后宮大夫に切り取られ、碁盤上の二個の小石を踏み、飛び降りた。<sup>2)</sup>

御髮置、御色直、御髮上、御紐直などは今日、あまり聞かないが、昭和一〇年（一九三五）一二月二三日に皇太子であった今上天皇が第二回目の誕生日を迎えるにあたり、湯浅倉平宮内大臣、鈴木貫太郎侍従長ら側近が輿御殿にて昭和天皇と皇太子に拝謁した。このとき同席した本庄繁侍従武官長は、「僅かに御三歳に成らせられたる皇太子殿下には、紅色の御服を召させられ、何等女官の輔けもなく行

儀よく、「同日、晩の御学問所に於ける御内宴の折りにも、皇太子殿下は「モヨギ」色の御服を召させられ、全然人見知り遊ばされず」と記す。そして「聖上には、宮中にては第二回目の誕辰より、色のつきたる服を着させしむる慣例なるに付ては、其御祝の日に至り、色服を肯ぜざる如き事ありてはと想ひ、二、三日前、誠「秘力」に着せしめたる処泣き出したり、併し間もなく慣れたり。三笠宮も同様なりし」とある。昭和天皇はこれを食卓で面白く話したという<sup>(13)</sup>。かぞえ三歳の折りに、白から色付きになる御色直は、近代になっても続いていたのである。明治になって西洋化が進んでライフスタイルが変わり、また二つの憲法や二つの皇室典範などの制約により、皇室の人生儀礼にも一定の変化が生まれたが（かつて元服は成人を意味したが、新旧皇室典範は天皇や皇太子の成年を満一八歳としている）、その原型は継承されているものも少なくないし、再び儀式として復活させることも可能なものもある。もともと天保一五年三月二三日の元服習礼の際に鉄漿始<sup>かね</sup>がなされており、鉄漿（おはぐる）は今日では復活させるに抵抗が多いだろう。

近代以前と以後で、大きく変化したものがあるとするれば、陰陽思想の影響力である。『孝明天皇紀』の天保一〇年八月一日に「日食に依て八朔（旧暦八月一日に贈答をして祝う）の儀を停む」、弘化三年五月二九日に「頃日大陽暈あり陰

陽頭安倍晴雄（土御門）に命じて之を勸せしむ」などとあり、当時、既存の知識では説明しがたい天体運行の吉凶予測を陰陽道に頼る傾向は強かった。そもそも陰陽道は、律令官制における八省の一つである中務省に属し、天文道や暦道などを担った陰陽寮がその中心機関となっていた。現在では呪術や占術の類として公的な判断から遠ざけられているが、古代中国で生まれた自然哲学思想であり、近代以前には一定の説得力をもった理論として体系づけられていた。実際、この陰陽思想は、近代以前の皇室の儀式や行事を大きく規制していた。中務省は、本来、朝廷に関する職務全般を担っていた重要な省であり、天皇の補佐をはじめ、詔勅宣下、叙位などを行い、後宮女官の人事も扱った。中宮職、図書寮、内蔵寮、内匠寮など現在の宮内庁組織につながる部署があり、また縫殿寮、内薬司などもあり、それらとともに陰陽寮が配置されていた。陰陽寮の長には陰陽頭が置かれ、次官である助以下の四等官制が整っていた。さらに陰陽師、陰陽博士、天文博士、暦博士のほか、水時計を管理する漏刻博士などがあつた。当時の学問体系の根幹にあつたともいえた。

孝明天皇の深曾木の日時は、天保八年一二月五日に陰陽頭の土御門晴親が勘文（朝廷の詰問に吉凶を按じて上申した意見書）を提出し、予定の天保八年一二月一七日は「少し御

差つかえの御事あらせられ候に付来る廿七日午刻」とされた。そもそも土御門晴親は、孝明天皇の誕生の際に陰陽頭に任ぜられており、その後の孝明天皇の儀礼の日時や方位の吉凶などを上申していたと考えられる。明治天皇においても晴親の子である土御門晴雄が陰陽頭として哺乳、着帯、髪直、色直、読書始、即位式の日時や、産湯の汲水や胞衣仮埋の方位を上申していたのである<sup>15)</sup>。

陰陽道は平安期の安倍家の衰退後、土御門家が江戸時代に全盛期を迎え、幕府天文方と対立しつつも明治維新期までその存在を示していた。しかし晴雄の急逝もあり、西洋近代の天文学やグレゴリオ暦の導入で廃れた。とはいえ、陰陽道は七世紀後半の飛鳥時代に天武天皇が陰陽寮を設置して以来、一〇世紀以上もの間、朝廷の儀式の日時や方位などに深い影響を与えていたのである。こうした長い伝統を持つ陰陽寮の廃止は、近代皇室への大きな脱皮であり、新時代への積極的な適合であった。明治三年（一八七〇）に陰陽寮が廃止されて以後、陰陽思想が公的な場での判断基準として用いられることはない。とはいえ、近代合理主義思想では説明しきれない未来の運不運を、かつての陰陽思想が残した風習に委ねる傾向は根強く、「方違え」「友引」「恵方」など、今なお人々の生活にその影響を残している<sup>16)</sup>。

なお、孝明天皇の一連の人生儀礼には、徳川將軍家の支援があり、天保六年一〇月一五日には第一代將軍徳川家齊らが親王宣下を賀して「物を献り、供御料を貢す」、天保一一年四月二一日には第一二代將軍徳川家慶が立太子を賀して「物を献り、供御料を増貢す」などとある<sup>17)</sup>。他方、人生儀礼が滞りなく行われることを願って、その日時を陰陽頭に定めさせるほか、社寺への祈願も欠かさなかった。天保一一年三月一四日の立太子の儀に臨んでは、同三月六日に神宮、石清水社、賀茂社、松尾社、平野社、稻荷社、春日社、仁和寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺、教王護国寺、広隆寺の七社七寺に、予め風雨の害を祈禳せしめた。また元服に先立ち天保一四年三月二一日にも、あらかじめ七社七寺に風雨の難を祈禳した<sup>18)</sup>。陰陽寮のみならず、徳川將軍家、社寺との密接なつながりのなかで、当時の皇室の人生儀礼が成り立っていたのである。

### 三 服喪や遊戯など

孝明天皇の生誕から踐祚までの時期、いくつかの服喪や遊戯に関する記事がある。服喪では、天保六年（一八三五）一〇月一四日、祖父の光格天皇の第八皇子である嘉禰宮が三歳で逝去し「三日物音を停む」とある。翌天保七年三月五日、仁孝天皇第六皇子で同母弟の節仁親王（桂宮）が四

歳で薨去し「三日物音を停む」。天保九年三月二十八日には、仁孝天皇第七皇女で同母妹の基宮が逝去し「御慎三日」。

天保十一年十一月十九日に、祖父の太上天皇が七一歳で崩御、諡号を光格天皇と称した。皇太子である孝明天皇は二月二四日に喪服を着し、二八日に除服。翌天保十一年正月一日は喪中で「新年の儀を停む」。天保十三年正月一七日は光格天皇第七皇女で叔母の養子内親王が薨去し、「御慎三日」。天保一四年三月二二日、仁孝天皇の実母で三位局の勸修寺婧子が薨去、「御慎三日」となり、孝明天皇の元服は翌年三月に延期された。

弘化三年（一八四六）二月六日、父の仁孝天皇が四七歳で崩御。以後、「内裏触穢」「廢朝五日」「倚廬（喪服中の天皇が籠もる仮屋）に渡御」「諒闇服を着御」「素服の公卿等に諒闇服を賜ふ」など服喪が続く。同年四月二四日の賀茂祭は「諒闇中に依て東庭の儀を停め、歌笛を発せず」。六月一四日「御誕辰の賀を停む」、同月一六日の月見は「諒闇にて内宴を停む」、翌年も諒闇にて多くの儀式が停められ、一周忌を経た二月二八日の大祓まで服喪が続いた。

こうした服喪を踏まえ、近代では明治四二年（一九〇九）六月一日に皇室服喪令が公布され、皇族は父母や夫の喪に一年服するなどが明記され、「臣民」も喪に服するとされた。皇室服喪令は昭和二二年（一九四七）五月二日に廃

止されるが、その後も宮中では慣行として残る。興味深いのは、近代になって皇室が外国王室の喪にも服していたことであり、鎖国から開国に向かい国際化した皇室の一面を見る。

遊戯では、八歳の天保九年二月一日、御学問所の前庭で紙鳶を揚げ、ついで双六で遊んだ。同年三月二四日に南庭ならびに御内儀庭上の桜花を見、さらに花御殿で「諸臣」に宴を開いた。閏四月五日には管弦の遊びをした。一歳の天保一二年六月二六日、当番の士を召して楊弓（楊柳で作られた遊戯用の小弓）の的を当てる遊戯、聞香（香木の香りを觀賞）などをした。同年十一月六日には近侍を召して絵画をし、二四日には題詠で和歌を詠んだ。一二歳の天保一三年五月二日、蹴鞠を見た。一五歳の弘化二年正月二〇日に「舞御覽」、同年四月一〇日に「能御覽」、五月二日に投壺（壺に矢を入れる）などがなされた。こうした遊戯は伝統的な公家文化に基づいていた。なお、明治天皇は幼少のころ体質虚弱であったため、木馬、相撲、蹴鞠、戦争ごとで養育され、とくに木馬、馬乗りを好んだという。その後、大正、昭和の歴代天皇も乗馬を嗜み、ひいては大元帥として諸兵を閲兵するための準備ともなる意味を持った。



## II ペリー来航

### 一 踐祚直後の儀式など

孝明天皇は、弘化三年（一八四六）二月六日の仁孝天皇崩御を受けて、同月一三日に踐祚した。その後、諒闇などで諸儀式は停止されたりした。<sup>(24)</sup>

翌弘化四年正月一日の四方拝も御座を設けたが出御はなく、「諒闇に依て節会を停め」、天皇の出席がない場合に公卿らが集まる平座を宜陽殿（内裏の南東、紫宸殿の東南にある殿舎）で行った。<sup>(25)</sup> 翌二日、清涼殿の昼の御座にある大床子<sup>(26)</sup>とする天皇の正式の食事である大床子御膳なるも供されなかった。<sup>(26)</sup> 同月八日、大元帥法を理性院、後七日法を東寺灌頂院で行う。大元帥法は醍醐寺理性院に伝えられ、大元帥明王を本尊とし、鎮護国家や敵軍降伏のために修する法であり、天皇のみが行った。しかし明治になって廃止され、以後の宮中では行われていない。後七日法は、宮中での元日から七日までの種々の神事の後に行われた真言宗の重要な儀式で、宮中真言院で東寺一の長者が導師を勤めた、明治以後に東寺に移行されたと言われるが、すでに孝明天皇の代には東寺灌頂院で営まれていたようだ。

同月一日、神宮奏事始（掌典長が年始にあたり、伊勢の

神宮および宮中祭事を天皇に報告する行事）であったが、孝明天皇の出御はなかった。<sup>(28)</sup> 翌一二日の賀茂奏事始も天皇の出御はなかった。<sup>(28)</sup> このうち神宮奏事始は、近代になって政始となり、戦後に再び奏事始と改められて継承されている。同月一五日の御吉書三毬打は諒闇にて「三毬打所役の牛飼童等がトンドヤと唱ふる発声」を止めた。<sup>(30)</sup> 吉書は年始、代始など新規の開始にあたり吉日を選んで総攬される儀礼的文書のこと、年始の行事としてなされた。また三毬打は禍を除くための儀式で左義長として吉書を焼く火祭りの行事として民間でも継承されている。

二月六日に仁孝天皇一周忌が般舟三昧院と泉涌寺にてなされた。<sup>(31)</sup> 般舟三昧院は後土御門天皇の勅願で建立された天台宗の寺で皇室との関係が深い、京都にあり皇室歴代の尊牌を安置していたが、明治維新後の神仏分離で衰退し、尊牌は泉涌寺靈明殿に移された。泉涌寺は真言宗泉涌寺派の総本山の寺院であり、後堀河天皇、四条天皇はじめ江戸時代の後水尾天皇から孝明天皇までの陵墓があり、皇室の菩提寺として「御寺」と称され、明治以後の大日本帝国憲法の時代でも宮繕や修繕の費用は宮内省が担った。近代以前の皇室の伝統に仏教が大きな位置を占めていたことを示す一例ともいえる。

同月十五日、涅槃会<sup>(32)</sup>。陰暦二月一五日は釈迦入滅の日で、

釈迦の遺徳追慕と報恩のための法要である。もつとも釈迦入滅の月日は不明であり、中国で定められた月日を日本も導入したといわれる。同月二一日、清涼殿および御常御殿の修理が成り、不動法を宮中で行った。不動法は不動明王を本尊として安全息災などを祈る密教の修法である。仏教、密教が幕末の宮中では生活や儀式の細部に浸透していたのである。

## 二 「異国船渡来の状」

ところで弘化三年（一八四六）六月、オランダ商館長のクルチウスは、明年にアメリカ使節が来航して開港を要求するという東インド総督の書翰を幕府に渡していた。同月、さらにロシア軍艦メンチコフが下田に來航し、漂流民を置いていった。そして八月に、幕府は江戸城黒書院の溜の間に席を与えられ政務に関わった溜詰の大名たちにアメリカ使節來日の報を伝えた。八月一九日、「異国船渡来の状」が京にも聞こえ、二月に踐祚したばかりの孝明天皇は海防の勅を幕府に下した。翌弘化四年四月二五日、天皇は石清水臨時祭に野宮定祥參議を勅使として遣わし、「特に外艦來航の事を以て四海靜謐」を祈らしめた。

その後、嘉永元年（一八四八）と改元して一一月二一日に大嘗会が行われた。さらに嘉永三年四月八日、「頻年外

国船辺海に出没するを以て」、孝明天皇は七社七寺に国家安寧を祈らしめ、幕府に諭してその警備を益々厳にさせた。七社七寺は、明治以前の皇室の祈願先となった一四社寺であり、天変地異の際に朝廷から特別の奉幣を受けた二二社のうちの上七社である伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂神社、松尾大社、平野神社、伏見稻荷大社、春日大社、および皇室とゆかりの深い仁和寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺、東寺、広隆寺の七寺を指す。主に風水害や地震、騒乱後の万民安寧などを祈願するが、この時期、異国船排斥とその安寧のための祈願が増えていった。そして嘉永六年六月三日、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが、軍艦四隻を率いて浦賀に來航し、アメリカ大統領フィルモアの国書を幕府に渡す。一五日、幕府は天皇に「北亞墨利加国軍艦浦賀に來航せし状」を伝え、天皇は七社七寺に「祈禳（<sup>38</sup>）（<sup>39</sup>）をさせた。

同年七月一日、幕府はフィルモアの国書を諸大名に示して意見を聞いた。同月一二日、天皇は幕府より「北亞墨利加国大統領」の書簡訳文を渡される。天皇は八月一五日、石清水八幡宮の放生会にて、「異国船來航の事」をもって、特に「国家安寧」を祈った。

さらに二日後の一七日、幕府はロシア軍艦が長崎に來ることを天皇に伝え、その呈書の訳文を渡した。そして翌一

八日、ロシア使節極東艦隊司令長官ブチャーチンは軍艦四隻を率いて長崎に来航した。九月一日には神宮例幣使を遣わし、「外患の事」を以て、特に「四海靜謐」を祈らせ、一月二三日には熱田神宮以下畿外の一〇社に外患を祓わせ、また神宮（伊勢神宮）、伊雑宮（神宮内宮の別社の一つ）および畿内の一九社に外患を祈らせた。

嘉永七年（安政元年・一八五四）正月一六日、ペリーは軍艦七隻を率いて神奈川沖に再び来航し、幕府と交渉を開始した。天皇は二月九日、神宮に「外患」を祈禳させ、一日に「外患」のことをもって「近畿警備の状」を所司代に問うた。二二日には神宮以下二二社および伊雑宮以下一一社に「外患」を祈禳し、これら三三社に「臨時御祈」をした。

三月三日、日米和親条約が締結され、下田・箱館二港が開かれた。二三日にはロシアのプチャーチンが長崎に再来した。この日、東照宮例幣使発遣の日時が定まり、天皇は東園基貞参議を使いとし、「特に外患」を祈禳した。

この年四月六日に後院北殿で火災があり、内裏が延焼。天皇は鴨社に逃れ、聖護院でしばし過ごし、桂殿を仮皇居とする。この火災のため二二日、「玉体安穩・萬民娛樂」を七社七寺および秋葉寺で祈った。六月一五日には地震があり、七社七寺に災異を祓わせた。この後、幕府はイギリ

スに長崎・箱館、オランダに下田・箱館、ロシアに下田・箱館・長崎を開港した。この間、九月二三日、ロシア船が近海に入った報告を聞いた天皇は、七社七寺に「国安」を祈らせ、京都の警備を強めた。一月一六日には「外患祈禳の神符」を幕府に与え、七社七寺に地動（地震が続いていた）を祓わせた。同月二〇日、賀茂臨時祭があり、仮皇宮にての庭上の儀を停めて、「特に外患を祈禳」した。安政元年と改元して後の一月二三日、天皇は諸国寺院の梵鐘で砲銃を造らせた。幕府がアメリカはじめ諸外国に港を開いた結果、天皇は「異国」への警戒を強め、京都を中心に警備を固め、かつ砲銃を造らせ、外患祈禳をくりかえしたのである。

安政二年（一八五五）二月三日、「頻年異船渡来・去歲内裏焼亡・諸国地震等」のことをもって、伊勢一社奉幣日時定の儀を行い、使王神祇伯白川資訓らを遣わして幣帛を奉じた。また同年は関東で地震があり、一〇月一〇日、七社七寺に災異を祈禳した。安政四年九月一日、神宮例幣使を遣わし、外交のことをもって「特に国家平安」を祈らせた。一月一日にも外交のことをもって七社七寺に国家安寧を祈った。

### 三 日米修好通商条約の調印

安政五年四月一日、神宮以下に「外患」を祈禳<sup>(55)</sup>。同月一六日、賀茂祭が例年通りなされ、外交のことをもって「殊に国家安寧」を祈らせた<sup>(56)</sup>。六月一八日に日米修好通商条約が調印されると、天皇は同月二三日に石清水社に権大納言中山忠能を、賀茂社に権中納言正親町三条実愛を遣わして、「外患」を祈禳させた。二八日に、天皇は「時勢の此に至るは聖徳の及ばざるなりと、深く其専断を歎かせ給ひ」、関白九条尚忠らを召して「讓国（讓位）の密勅」を下したが、九条らはこれを制した<sup>(57)</sup>。八月五日、幕府の対応が意に沿わないため、天皇は重ねて讓国の勅諭を下した<sup>(58)</sup>。同月一五日の石清水社の放生会では、「外患」のことをもって「特に四海靜謐」を祈った<sup>(59)</sup>。

同年九月三日、彗星出現と暴瀉病（コレラ）流行で七社七寺に祈禳<sup>(60)</sup>。このコレラ流行は長崎に入港した米艦ミシシッピー号の水夫の発病が原因とされ、「外患」ともいえた。この間、第一三代將軍徳川家定が亡くなり、続いて第一四代將軍徳川家茂と孝明天皇の妹である皇女和宮との結婚問題（公武合体）がもちあがり、孝明天皇は幕府に攘夷を強く訴えた。一一月二八日には賀茂臨時祭を進行し、「外患」を祈禳した<sup>(61)</sup>。

安政六年（一八五九）二月二五日、外交のことをもって、神宮以下二二社に国安を祈らせ、さらに内侍所で祓いをした<sup>(62)</sup>。二二社は、前述した神宮、石清水など上七社のほか、大原野、大神、石上、大和、広瀬、龍田、住吉の中七社、日吉、梅宮、吉田、広田、祇園（八坂）、北野（天満宮）、丹生、貴船の下八社を加えたもので、畿内を中心とした有力神社の総称である。内侍所は三種の神器の一つである神鏡を安置する場所で、賢所とも称し、現在の宮中三殿は賢所、皇靈殿、神殿で構成される。天皇の宮中での「祈り」は、狭義にはこの内侍所（賢所）での「祈り」を指すことが多いが、幕末の「外患」に対しては、七社七寺などでの祈禳が重要な位置を占めていたことがわかる。

この後、七月一四日に七社七寺に「悪疫」祈禳<sup>(63)</sup>、同月二六日には神祇伯白川資訓に命じて鳴弦（邪氣払いのため弓の弦を手で引き鳴らす）を宮中に行い、流行病を祓わせた<sup>(64)</sup>。九月一五日、石清水放生会を進行し、特に豊作を祈った。一〇月二七日には江戸城火災の報が入り、内侍所で祈禳した<sup>(65)</sup>。翌年二月七日、「悪疫再発の兆」があり、天皇は「深く臣民の患苦を憫み」、内侍所、七社七寺に祓わせた<sup>(67)</sup>。このころ天皇も体調を崩したが、ほどなく癒えた<sup>(68)</sup>。こうした不幸も、「外患」に由来すると考えられたろう。この後、和宮降嫁による公武合体が行われ、天皇の外患祈禳は、七社七

寺への祈りから幕府の攘夷実現への期待へと変わっていく。

孝明天皇の攘夷の意志は終生変わらず、天皇が幕府に攘夷実行を迫っていた文久三年（一八六三）三月八日、権中納言庭田重胤を石清水社に遣わして「外患」を祈禳させた。同日、賀茂下上社に行幸し、攘夷を祈った。同日、石清水臨時祭にて庭座以下の儀を止め、特に「外患」を祈禳した。また権中納言菊亭実順を神武天皇山陵、神功皇后山陵に遣わして攘夷の成功を祈らせた。その後、二八日と二九日に天皇は東庭に下りて神武天皇陵、神功皇后陵をそれぞれ拝んだ。四月一日、攘夷を願うため石清水社に行幸、二二日の賀茂祭では外患を祈禳した。

五月一四日、前年の生麦事件の賠償金の問題を受けて、天皇は風日祈宮・風宮に国安を祈らせた。風日祈宮は神宮内宮の境内別宮、風宮は神宮外宮の境内別宮で、ともに元寇の際に神風を起こして国土を守ったとして末社格の風神社から別宮に昇格した。二四日には讃岐善通寺の請願を受け入れ、弘安の役（元寇）の例により「外患」を祓わせた。この間、長州藩は下関で米、仏、蘭などの艦船を砲撃し、その後報復攻撃を受けた。また薩摩藩は鹿児島湾にて英艦隊と交戦した。八月一三日、天皇は神武天皇陵および春日社に行幸して攘夷親政の断行を計ろうとし、一五日には石清水放生会にて攘夷の神助を祈った。ところが一八日に公

武合体派は大和行幸と親政に反対し、攘夷派の三条実美らが排除され、京から長州へ逃れた（八月一八日の政変、七卿落ち）。

#### 四 「甲子の厄運」

八月一八日の政変後、国内騒乱はさらに悪化し、九月一日に天皇は神宮例幣使を遣わし、「外患」を祓わせた。一八日には仁和寺と延暦寺に天下太平を祈らせた。一二月一二日には鴨御祖社正遷宮があり、権大納言正親町実徳を奉幣使として遣わし国安を祈らせた。

このころから在京の武臣に朝廷儀式の拝観を許すようになり、同一二月二日には内侍所臨時御神楽を、翌年正月一六日には踏歌節会を見せた。踏歌節会は、古来、天皇が群舞形式の歌舞である踏歌を見る正月の年中行事で五位以上の者を招いて宴も開かれたもので、一四日または一五日に行われる男だけの男踏歌と、一六日の女だけの女踏歌があり、女踏歌だけが形骸化しつつも継承されていた。

二月二〇日、文久四年から元治元年に改元され、その三月九日、第一四代將軍徳川家茂および在京の諸大名を紫宸殿に召して舞楽を鑑賞させた。攘夷親政の中止以後、在京武臣との交流が進んだのである。一方、攘夷祈願は続き、一五日には賀茂別雷社の正遷宮に権大納言正親町実徳を奉

幣使として遣わし、「外患」を祓わせた。<sup>(84)</sup> 四月九日にも、貴布禰社の正遷宮に権大納言正親町実徳を遣わし、「外患」を祓わせた。<sup>(85)</sup> 一五日の賀茂祭でも外患を祓わせ、二四日には七社に奉幣して「甲子の厄運」(元治元年は甲子の年で、陰陽五行説に基づく中国古代の予言説である讖緯説<sup>(86)</sup>では甲子は政治上の変革があるとされた)を祓い、攘夷の成功を祈った。<sup>(87)</sup>

五月八日、奉幣使の中納言野宮定功を神武天皇陵に遣わして国安を祈り、「外患」を祓わせた。<sup>(88)</sup> 二一日には甲子の年の例により勅使を宇佐八幡宮に遣わし、外患を祓わせた。<sup>(89)</sup> 八月一四日、前月一九日の禁門の変の兵乱のこともあって七社七寺に国安を祈り、藤原鎌足を祀る奈良の多武峯社<sup>(90)</sup>の僧に命じて災異を祓わした。一八日には宜秋門の戒嚴を解き、ついで九門を開いた。<sup>(91)</sup> 二八日、建礼門を朱雀門代に擬して大祓を行い、乱後の汚穢を除いた。<sup>(92)</sup>

九月九日、重陽の節句なれど内宴を停止。<sup>(93)</sup> 一日に神宮例幣使を發遣、甲子にあたるをもつて災除を祈り、別に奉幣して内憂外患を祓った。<sup>(94)</sup> 一五日、石清水放生会を進行し、甲子の例により禍害を祓った。<sup>(95)</sup> 一七日、奉幣使の権大納言坊城俊克を石清水社に、権中納言六条有容を賀茂社に遣わして、内憂外患を祓った。<sup>(96)</sup> 一月一四日、北野臨時祭にて、内憂外患を祓った。<sup>(97)</sup> 二月五日、紫宸殿にて不動法(不動明王を本尊として安全息災を祈る)で甲子の災を祓い、同一

五日には甲子の例により三箇夜臨時御神楽を内侍所にて行った。<sup>(98)</sup>

元治二年(一八六五)二月一八日、春日大社の例祭である春日祭の旧儀を復活し、特に内憂外患を祓った。<sup>(99)</sup> 四月七日に慶應元年と改元し、一〇月七日、国家多事をもって内侍所および七社七寺に四海泰平を祈った。<sup>(100)</sup> なお、一二月一七日、典藥寮に命じて「西洋の医法を混用すること」を禁じ、「漢医方精々勉勵」と命ずるなど、欧米文化への忌避は強かった。<sup>(101)</sup>

慶應二年四月五日、「宮廷怪異」があり、陰陽寮に密命して清め祓わせた。御常御殿流水東庭に七カ月ほどで流産した小児の肩が狐に食べ捨てられていたので隠密に処理したという。<sup>(102)</sup> 六月二三日には「天火飛行。三夜に及ぶ」事態となり、比叡山の方角に箒星が出現した。<sup>(103)</sup> 八月七日「烈風大雨、天明に至る。諸川漲溢、民舍流亡、死傷多し」<sup>(104)</sup>「暴風洪水、田野を浸し、穀を損ず」と、異変が続いた。同月二〇日には天皇の妹の和宮と結婚した第一四代将軍徳川家茂が大坂城で満二〇歳で早世。九月一日、天皇は神宮例幣使を發遣し、前月の大風洪水をもつて国安を祈り、さらに石清水社に遣わして風水の害を祓わした。<sup>(105)</sup> 一二月六日、祇園社拜殿、楼門で出火。<sup>(106)</sup> 一六日に天皇は「痘を患ひ」、翌日、七社七寺および諸社諸寺にこれを祓わせた。<sup>(107)</sup> しかし

二九日、満三五歳で急逝した。

## おわりに

孝明天皇の誕生から崩御までの幕末の時期、皇室の伝統なかでも「儀式」や「祈り」はどのような性格のものだったのだろうか。

「儀式」についてみれば、人生儀礼などは基本として現代まで継承されるものが多い<sup>(9)</sup>。他方、鉄漿（おはぐろ）などの風習はすでに消えて、復活の可能性はない。また、神道の影響が強いのは確かだが、陰陽道や仏教も皇室の日常生活様式の隅々まで浸透していたことを忘れてはなるまい。大元帥法など明治初期に廃止された儀式もある。天皇が京都から江戸（東京）に移った結果、畿内を中心とした七社七寺への祈禳なども、現在はみられない。祈禳の内容も、孝明天皇の代は主に「外患」であったが、明治以後の皇室は外交の親善に尽力し、ライフスタイルの欧米化も進めた<sup>(10)</sup>。かつては天皇の行幸も畿内が中心であったが、明治天皇以後は全国を巡幸した。天皇の外国訪問も、昭和天皇の訪欧、訪米で実現し、その後、今上天皇は世界各地を訪問、それも皇后同伴であり、天皇家の歴史でははじめてのことである。皇太子時代からふくめれば、平成二九年現在五一カ国（お立ち寄り国を加えれば五八カ国）におよぶ。大正

時代に皇太子であった昭和天皇（裕仁親王）が訪欧する際に、実母でもある節子皇后（貞明皇后）までもが反対していたことを思えば隔世の感がある。

明治、大正、昭和の三代の天皇は大元帥でもあり、乗馬や軍事に関わる教練を日常的にこなし、どの天皇も乗馬を好んだ<sup>(11)</sup>。今上天皇も乗馬は得意で学習院高等科時代は馬術部主将でもあったが、即位後は事故による生命の危険もあり、遠慮したという。一方、次期天皇となる皇太子徳仁親王は、あまり乗馬はされないという<sup>(12)</sup>。天皇の乗馬という近代の「伝統」は、時代の変化のなかで消えつつあるともいえる。近い将来、田植えや養蚕をしない天皇皇后も現れるだろう。それは一抹のさみしさがあるが、長い皇室の歴史からみれば、当然のことでもあり、むしろ、新しい時代に適応した新しい天皇皇后のやり方が、新たな伝統として育まれることが望ましいのかもしれない。

現在の天皇皇后の慰霊の旅は、現地に自ら足を運ぶという、従来にない「祈り」をしている。内侍所（宮中三殿の賢所）で鈴を鳴らすというかつての姿ではなく、国際化大衆化する社会のなかでさらに発展させた新たな様式に昇華させたともいわれる。

長い皇室の歴史のなかで、何が伝統であり、何がどう変革されてきたのかの解明は、これからの大きな課題だろう。

まずは、古来一二五代それぞれの天皇が、変わりゆく時代のなかで自らの「儀式」や「祈り」をどのようにつなぎ、変えてきたのかを整理分析してみる必要はある。

註

- (1) 本稿の孝明天皇関係記事は、孝明天皇聖徳奉彰会蔵版『孝明天皇御事績紀』（東光社 一九三六年）、宮内省蔵版『孝明天皇紀』全五卷（吉川弘文館 一九六七年～一九九年）、『孝明天皇紀 網文』（吉川弘文館 一九七一年）、『孝明天皇実録』全二卷（ゆまに書房 二〇〇六年）によるが、出典は主に『孝明天皇紀』とした。
- (2) 前出『孝明天皇紀』第一卷 一頁。
- (3) 同前・四頁。
- (4) 同前・五頁。
- (5) 同前・三三頁。
- (6) 宮内庁『明治天皇紀』第一卷（吉川弘文館 一九六八年）一九六頁。
- (7) 同前・一九九頁。
- (8) 前出『孝明天皇紀』第一卷 四一～四二頁。
- (9) 前出『明治天皇紀』第一卷 一九六頁。
- (10) 前出『孝明天皇紀』第一卷 四九頁～七八頁。
- (11) 同前 八三頁、八七頁、一〇四～一〇五頁、一六三頁。
- (12) 吉田伸弥『天皇への道』（講談社 二〇一六年）五八頁。
- (13) 本庄繁『本庄日記』（原書房 一九六七年）二六五頁。
- (14) 前出『孝明天皇紀』第一卷 一〇三頁。
- (15) 前出『明治天皇紀』第一卷 五頁、一二頁、二〇頁、六六頁、八九頁、二八八頁、七九五頁。
- (16) ちなみに、陰陽道では幸運が七年続く年回りを意味する「有卦入り」があり、『孝明天皇紀』では弘化元年（天保一五年）三月一日に「有卦御入」とある。この「有卦入り」の思想は近代皇室でも継承され、『昭和天皇実録』の大正七年（一九一八）五月一六日に「皇太子（裕仁）有卦入りにつき、天皇皇后より福引等七種及び鯉を御拝領になる。また天皇・皇后有卦入りにつき東宮侍従甘露寺受長を遣わされ、文庫等七種ずつ及び三種交魚を御献上になる」とある。
- (17) 前出『孝明天皇紀』第一卷 三二頁、七八頁。
- (18) 同前 四六頁、九七頁。
- (19) 同前 三一頁、三三頁、四〇頁、七九頁、八三頁、九七頁、一七四頁、二〇三頁、二一〇頁、二二五頁、二四〇頁、三〇三頁。
- (20) たとえば宮内庁書陵部所蔵の『貞明皇后実録』には、外国王室の喪に服している記事が散見でき、大正元年（一九一）八月二八日にスペイン皇帝の姉の薨去で八日間の宮中喪、大正一四年一月二一日にイギリス皇太后崩御で八日間の宮中喪、大正一五年三月二二日にデンマーク皇太后崩御で七日間の宮中喪が記録されている。
- (21) 前出『孝明天皇紀』第一卷 三九頁、四〇頁、四二頁、八二頁、一四七頁。前出『孝明天皇実録』第一卷 二二頁、二二頁、三七頁、三八頁、五六頁。
- (22) 渡邊幾治郎『明治天皇の聖徳 軍事』（明治天皇関係文献集 第三卷）クレス出版 二〇〇三年）五三頁。
- (23) 『昭和天皇実録』の明治三四年（一九〇一）一〇月六日に、



生後六カ月の皇孫裕仁親王（昭和天皇）は、皇后（昭憲  
皇太后）から馬の玩具を拝領したとある。

- (24) 前出『孝明天皇紀』第一卷 一六三頁。  
(25) 同前 二八二頁。  
(26) 同前 二九二頁。  
(27) 同前。  
(28) 同前 二九三頁。  
(29) 同前 二九四頁。  
(30) 同前 二九七頁。  
(31) 同前 二九八頁。  
(32) 同前 三〇〇頁。  
(33) 同前。  
(34) 同前 二五五頁。  
(35) 同前 三七〇頁。  
(36) 同前 七〇七頁。  
(37) 同前 九〇二頁。  
(38) 『孝明天皇紀』第二卷 一一二頁。  
(39) 同前 一一五頁。  
(40) 同前 一三四頁。  
(41) 同前 一三五頁。  
(42) 同前 一四二頁。  
(43) 同前 一六〇頁。  
(44) 同前 一七九頁。  
(45) 同前 一八〇頁。  
(46) 同前 二〇八頁。  
(47) 同前 二七〇頁。  
(48) 同前 二八七頁。

- (49) 同前 二九〇頁。  
(50) 同前 三一四頁。  
(51) 同前 三四五頁。  
(52) 同前 四二七頁。  
(53) 同前 六七五頁。  
(54) 同前 七〇五頁。  
(55) 同前 八四六頁。  
(56) 同前 八五〇頁。  
(57) 同前 九二二頁。  
(58) 『孝明天皇紀』第三卷 二五頁。  
(59) 同前 四二頁。  
(60) 同前 六二頁。  
(61) 同前 一四一頁。  
(62) 同前 二一六頁。  
(63) 同前 二八九頁。  
(64) 同前 二九六頁。  
(65) 同前 三一一頁。  
(66) 同前 三二九頁。  
(67) 同前 三四一頁。  
(68) 同前 三四三頁。  
(69) 『孝明天皇紀』第四卷 四八二頁。  
(70) 同前 四八五頁。  
(71) 同前 五二九頁。  
(72) 同前 五三七頁～五三八頁。  
(73) 同前 五四六頁、五九〇頁。  
(74) 同前 六二二頁。  
(75) 同前 六七〇頁。

- (76) 同前 七七八頁。  
 (77) 同前 七八九頁。  
 (78) 同前 八七八頁。  
 (79) 同前 八八三頁。  
 (80) 同前 九七一頁。  
 (81) 同前 九七六頁。  
 (82) 『孝明天皇紀』第五卷 一四頁。  
 (83) 同前 一〇七頁。  
 (84) 同前 一一〇頁。  
 (85) 同前 一三六頁。  
 (86) 同前 一四六頁。  
 (87) 同前 一五五頁。  
 (88) 同前 一八六頁。  
 (89) 同前 二〇三頁。  
 (90) 同前 三四五頁。  
 (91) 同前 三五〇頁。  
 (92) 同前 三六〇頁。  
 (93) 同前。  
 (94) 同前 三六五頁。  
 (95) 同前 三六七頁。  
 (96) 同前 四〇一頁。  
 (97) 同前 四二八頁。  
 (98) 同前 四六六頁。  
 (99) 同前 六八四頁。  
 (100) 同前 七〇六頁。  
 (101) 同前 七四四頁。  
 (102) 同前 七七七頁。

- (103) 同前 八一三頁。  
 (104) 同前 八六〇頁。  
 (105) 同前 九一四頁。  
 (106) 同前 九一七頁。  
 (107) 現在の皇室の人生儀礼については、たとえば、所功『天皇の人生儀礼』(小学館 二〇〇二年) 参照。  
 (108) たとえば、中山和芳『ミカドの外交儀礼 明治天皇の時代』(朝日新聞社 二〇〇七年)、小田部雄次『宮中の西欧化と昭憲皇太后』(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五〇号 二〇一三年) 参照。  
 (109) たとえば、小田部雄次『大元帥と皇族軍人 明治編』、『同 大正・昭和編』(吉川弘文館 二〇一六年) 参照。  
 (110) 明石元紹『今上天皇 つくらざる尊厳』(講談社 二〇一三年)。

(静岡福祉大学教授)